

(仮称) 大崎市協働のまちづくり条例骨子案パブリックコメントの意見の概要に対する回答

No.	意見の概要	項目またはページ数	回 答
1	<p>この条例は、都市計画や福祉といった「特定分野」の施策を対象にするのではなく、市政全般を対象にするものと理解する。</p> <p>ならば、後述する「参加」の定義からして、市政執行権と議決権及び「基金条例」等との整合性を図ることは不可欠であり、場合によっては地方自治法や他の条例等の改正も余儀なくされるのでは。</p> <p>ところが骨子（案）の趣旨は、市民活動の域及び保障に重点が置かれているように思われる。そうならば、その全般的な見直しは必定。</p>	<p>条例の趣旨 P1</p>	<p>この条例は、より一層市民と行政の協働によるまちづくりを進め、変わらぬルールとしていくこと。さらには、これまでの事業や活動を保障し、“協働”を形にしていく環境や工夫を制定するものです。</p> <p>具体的には、話し合いの環境形成を核に、情報の共有や人材・参加などの協働のまちづくりを推進していくうえでの基本的な考え方を定めるものです。したがって、行政分野を特定するものではないものと考えています。</p> <p>さらに、地方自治法等の上位法に抵触するものではないと考えていますが、政策形成過程への市民参加については、市民との話し合いの機会が図られるよう条文整理を行っていきたいと考えています。</p>
2	<p>「行政が定める条例や各種計画の策定や見直し、施策の実施にあたっては、この条例の趣旨を尊重し運用」について</p> <p>(1) 条例の制定・見直し（改廃）は、「議決事件」（地方自治法第96条）だが、具体的にどのように「尊重」するのか。条例は、市民・団体・企業の権利・義務や各種施策等を定めるだけに、「話し合い」を柱とした「まちづくり条例」と議会との整合性はどうか。それだけに、パブリックコメントのような形式的な方策でない実効ある方策が必要だが、その具体的なものは。</p> <p>(2) 総合計画のように、議会の議決を要する計画策定があるが、尊重する形態等は。また、他の計画も同様だが、従来の「計画策</p>	<p>条例の基本的な構成 P2</p>	<p>ご意見の（1）から（3）は関連がありますので、一括して回答いたします。</p> <p>この条例は、No.1で回答したとおり、協働のまちづくりを推進していくうえでの考え方や理念、環境や工夫を盛り込むこととしており、政策形成過程への市民参加については、多くの市民の意見の反映を目指しています。</p> <p>よって、既存の審議会や計画策定委員会などの役割の見直しや、議会の権限を侵害するものではありません。</p> <p>従来の制度や委員会等を活かしながら、地域二ーズの多様化・高度化、地域活動の多様性に対応するためにも、協働の視点を補完するものと考え</p>

	<p>定委員会」ではなく、「新たな形態」の組織と手続きの具体的なものは。</p> <p>(3)「施策の実施」も同様である。最終的には予算議決を経て執行となるが、その前の「尊重」すべき「話し合い」は、どのような形態で実施するのであろうか。市政執行権と議決権との整合性を図り、その権限も含め明確にしないと、実効性がないのでは。</p>		<p>えています。</p> <p>具体的には、従来の審議会やパブリックコメント、住民説明会などと“話し合い”の機会を併用するなど、事案に応じて多様な市民の意見・提案等を最適な方策により収集することになります。</p> <p>また、今回開催した協働のまちづくりフォーラムもその一つであり、意見等の集約はもとより、市民の関心を盛り上げる環境と工夫も併せて必要と考えています。</p>
3	<p>分かりやすく、解釈上の疑義をなくすために、用語の定義の条項を設けるとしている以上、社会常識として一般的に理解・使途され、共通認識されている定義とすべきであり、法令等に抵触する定義は避けるべき。</p> <p>具体的には、次の問題がある。</p> <p>(1)「市民」は、本来の意味である大崎市に居住（住民基本台帳登録）している人だけでなく、通勤・通学している人、事務所を有する法人、組織・団体を指すとしている。</p> <p>これは、各種国語辞典を持ち出すまでもなく、社会常識として一般的に理解・使途されていない「定義」であり、解釈上の疑義が生じるものである。総合計画にも、同様に使途されているが、曖昧且つおかしな定義である。</p> <p>(2)「行政」は、市の執行機関であるとし、病院事業管理者を含んでいるが、病院管理者は「長の補助機関」ではないのか（地方公営企業法等より）。</p> <p>子供にも分かりやすい条例にするならば尚のこと、法的に間違った定義は避けるべき。</p>	用語 P3	<p>ご意見の(1)～(3)について、それぞれ回答いたします。</p> <p>(1) 社会情勢の変化による市民ニーズの多様化・高度化に伴い、よりきめ細かな質の高い公共サービスが求められている中、大崎市内では企業、多くの多様な市民活動団体及び自治活動組織などが活動しています。大崎市の協働のまちづくりは、地域住民の暮らしの課題を解決することに主眼に置いており、地域で活動する人・団体などが、つながりや連携などを大切にしながら地域課題を解決していくものです。したがって、大崎市に在住する人のみを定義せず、地域で活動する人・団体などを「市民」と定義することにより、地域課題の発掘、解決していくうえでのノウハウや知識の共有、さらには人材の登用などを含め、大きな利点があるものと考えています。</p> <p>(2) ご意見のとおり、病院事業管理者は「長の補助者」です。この条例の目指すべき機関は、すべてと考えているところです。</p> <p>(3) これまで行政による各種計画の策定や事業の企画立案は、各種審議会や住民説明会、パブリックコメントなど、様々な手法が行われてきました。しかし、すでに行政で計画素案や事業計画など</p>

<p>(3)「参加」は、「行政施策の企画立案から意志決定に至るまでの過程において、市民が自己の意見を述べ、又は提案を行い、市民が市政に参画すること」と定義している。</p> <p>まさに、国民主権や「市政の主人公は市民」等との理念からして、この定義には大賛成であり、その実現に向け最善を尽くすべきと考える。</p> <p>しかし、それを文字通りに担保し、実効あるものにすることが可能なのだろうか。高邁し過ぎて、現実離れした「絵空事」にしか思えない。</p> <p>現に、古川市の「210 人委員会」のように、従前にも現在においても、全自治体がそれを模索して各種のシステムや組織・手法等を模索し実施してきたが、形式的だったり、継続性がなかったり、行政のアリバイ的に利用されるなど、実効性は無かったのでは。</p> <p>何よりも、これに参画する市民は、絶対的に少数であり、今も継続されている事実はあるのだろうか（教訓にすべき事項）。</p> <p>それ以前に、本当に行政施策の全部（ほとんど）を企画立案する段階から意志決定に至る過程において、市民が意見を述べ提案を行う等、市政に参画することを求め、それを可能にする行政機構（法的に定めたシステムとして）を構築しようと考えているのではないだろうか。もし、本気で考えているならば、多くの条例等の改定は必須であろう。</p> <p>仮に、この「参加」が可能となれば、歴史的にも画期的な形態であり、さすが、大正デモクラシーの先駆者である吉野作造氏の</p>	<p>一定の政策決定がなされた後に地域住民の参加を求める場合が多く、地域住民の声がきちんと反映されたかどうかの不信感や、形式上の会議になり行政案に対する追認で終わってしまい、十分な議論ができなかったという不満もありました。</p> <p>骨子案の中で「各種事業や活動と一緒にやることだけではなく、話し合いを含む一連のプロセス（過程）を協働とします。」と定義しているように、目に見える事業や活動をするに至った問題意識や地域課題を市民と話し合って共有し、解決していくことが大変重要であると考えており、既に大崎市パートナーシップ会議に関する指針を策定し、運用しています。</p> <p>さらに、特定の市民だけの考えや想いとならないよう、地域（まちづくり協議会や地域づくり委員会）への検討経過や話し合いの成果をフィードバックなど、これまでの市民参加の手法（審議会、住民説明会やアンケート調査、パブリックコメントなど）を併用するなど、より多くの市民の参加を促進する環境づくりも行っています。</p> <p>この条例には、まちづくりに関する施策や事業の実施等の立案、実施又は評価の過程で、話し合いの機会を拡げることが定めるとともに、地域提案による話し合いの形成や、市民への議論した内容の公表を盛り込むこととしております。</p>
--	--

	生誕の地として、日本のみならず世界中から注目の的になること必至である。		
4	<p>まちづくりは、市民と行政が「まちづくりはみんなでつくるもの」を合い言葉に、「話し合い」をまちづくりの基本としているが、前2項を含め、次のように、その形態等のイメージが湧かず、理解できない。</p> <p>(1) 構成</p> <p>行政区長や地域自治組織・経済団体等の代表者らの構成ではなく、団体等の役職がない人、若い世代、介護や子育て中の市民等々、各部会の設置も含め幅広く且つ相当数（少なくとも数百人規模で、固定化しない）の市民での構成は必須。</p> <p>(2) 意見・提案等の提出と汲み上げ</p> <p>一方で、行政内部での意思決定に向けた検討・議論と決裁行為が進行している中で、市民の意見・提案等を、どのように汲み上げて意思形成に反映するシステムを構築するのか。</p> <p>…抽象的なものではなく、実効性を担保できるものとして。</p> <p>(3) 権限等の規定</p> <p>前項の「参加」の定義を踏まえて、実効性を担保するためには、条例で「話し合い」の組織・機関を位置付け、さらに努力目標的な「尊重義務」を科すのではなく、明確な権限を付与しないと、単なる「自己満足」となり、その意味がない。</p>	まちづくりの基本理念・基本原則等 P4～6	<p>ご意見の(1)～(3)について、それぞれ回答いたします。</p> <p>(1) この条例では、まちづくりに関する施策や事業の実施等の立案、実施又は評価の過程での市民と行政間の話し合いの機会はもちろんですが、地域課題の解決や人材育成などを目的とした市民相互間の話し合いの場も想定しています。さらに、まちづくりをともに考える話し合いの場として、子どもからの提案を含めて、世代や地域を問わず多くの人、団体が参加できる環境の中で、“大崎市のまちづくりをともに考える時間”を設けることも想定しています。</p> <p>“話し合い”からは、共通認識や価値観の形成、さらには人同士のつながりやネットワークが生まれ、思いつかなかった新しい気づきや発想が生まれます。これまでコミュニティにおける担い手不足や、若者の参加率の低さといった課題を話し合いを通じて克服した事例や、また、市民生活に影響を与えることが想定される制度の導入又は広く市民に利用される施設の運営に関する事項についても話し合いを通じて指針を策定してきた経過があります。</p> <p>話し合いの文化を根付かせていくことが、私たちの目指す協働の姿であり、それはまちづくりの姿であると捉え、市民相互、市民と行政がまちづくりの想いや考えを話すことができる環境と工夫を大切にしていけることを定めることとしています。</p>

			<p>(2) No.2で回答のしたとおり、既存の審議会や計画策定委員会などの役割の見直しや、議会の権限を侵害するものではなく、従来の制度や委員会等を活かしながら、地域ニーズの多様化・高度化、地域活動の多様性に対応するためにも、協働の視点を補完するものと考えています。したがって、従来の市民参加の手法として審議会やパブリックコメント、住民説明会などと“話し合い”の機会を併用するなど、事案に応じて多様な市民の意見・提案等を最適な方策により収集することになります。</p> <p>また、今回開催した協働のまちづくりフォーラムもその一つであり、意見等の集約はもとより、市民の関心を盛り上げる環境と工夫も必要と考えています。</p> <p>(3) No.1の回答のとおり、この条例は、協働のまちづくりを推進していくうえで考え方や理念、環境や工夫を盛り込むこととしております。ご意見のとおり、実効性が伴ってこそ条例の目的が達成されるものと認識しており、具体的な手法や技術的な環境形成は、市民自治行動計画（市民自治ビジョン）に位置付けることとしています。</p>
5	<p>1. 市民のまちづくりの参加する権利</p> <p>「参加」の定義からして、行政区・自治会等の狭い分野の活動に止まらず、市政全般に及び財政的裏付けも必要とする施策は多い。</p> <p>したがって、「参加」の関連を含め、その実効性を担保する条例とシステム構築は必須条件である。これがなければ「絵に描いた餅」に。</p>	<p>市民と行政の役割等 P7～8</p>	<p>1. No.2, 3の(3), 4の(2)及び(3)で回答したとおりです。</p> <p>2. 協働のまちづくりを推進するうえで情報の発信と共有は非常に重要であると認識しており、市民と行政、相互の情報を発信・共有することで、相互理解が深まり、信頼関係を構築することができるものと考えています。</p> <p>特に、話し合いを進めるにあたっては、共有化された目的に向けて市民と行政がともに考え、話し合う姿勢とともに、情報の双方向性・</p>

	<p>2, 知る権利の保障</p> <p>すでに、「知る権利」を保障するため情報公開条例を制定しているが、実態として、大崎市誕生以来、今日に至るまで、知る権利を保障してきたのであろうか。</p> <p>市情報審査会からの再三再四に渡る付帯意見に顕著なように、無知と無理解及び勝手な解釈等によって、「知る権利」の保障を始め情報公開制度が歪められ運用されているのが現実である。</p> <p>これを、謙虚に反省して骨子（案）としているのであろうか。知らずに「建て前」的に表記しているのなら、市情報審査会から厳しく指摘されている情報公開条例を制定した趣旨・目的を認識・確認し、職員への周知徹底を図ることが先決である。</p> <p>…この項は、「情報の共有」・12ページにも該当。</p>		<p>情報を提供することが大切です。</p> <p>この条例では、行政は話し合いに必要な情報を公平かつ的確に提供することに努め、市民も地域課題の把握や自らが情報収集などに取り組むことを盛り込んでいく予定です。</p>
6	<p>1, 政策決定過程への参加</p> <p>これも、「参加」の定義と関連している。</p> <p>まちづくりに関する政策は、単に行政区・自治会等の狭い分野の活動だけでなく、都市計画・産業振興・教育・福祉・医療・環境等々、まさに市政全般に及ぶ。</p> <p>「考え方」には、一定の政策決定後の参加を求めたこと等の反省に立って、「これからは、政策形成過程の各段階において、十分な話し合いの機会を設け共有した中で、共通理解にたっとうえでの政策決定を行います」と記載されている。</p> <p>これを実効あるものにするためには、他の条例・規程等の改正及び場合によっては地方自治法の改正を要し、新たな組織・機構の構築が必要となるが、その決意・覚悟をもったうえで上の骨</p>	人材・参加 P9	No.1, 2, 3の(3), 4の(2)及び(3)の回答のとおりです。

	<p>子（案）なのであろうか。だとするならば、まちづくり条例は、まさに市政執行の「憲法」的位置付けとなり、他の条例等をも制約する性格を有するものとなる。</p> <p>それもなく、美辞麗句的であれば羊頭狗肉になり、条例制定後は「お飾り条例」になったり、足枷になる懸念がある。</p>		
7	<p>市民の意見を聞き、政策立案・実施に市民の「参加」を実行したいならば、実効性ある住民投票条例の制定は不可欠である。</p>	全般について	<p>この条例は、No.1で回答したとおり、協働のまちづくりを推進していくうえでの考え方や理念、環境や工夫を盛り込むこととしており、政策形成過程への市民参加については、多くの市民の意見の反映を目指しています。</p> <p>従来 of 制度や委員会等を活かしながら、地域ニーズの多様化・高度化、地域活動の多様性に対応するためにも、協働の視点を補完するものと考えていますので、住民投票条例の必要性について、今回の条例に加える必要はないものと考えています。</p>
8	<p>○協働 対等に話し合って事業を計画し、実施に当たり対等に協力実施する。</p> <p>（図は別紙のとおり）</p> <p>A・E…パートナーシップに頼らない独自の領域 B …NPOが行う事業に対し行政が支援する領域 C …事業の実施にあたり、NPOと行政が対等に協力し実施する領域 D …行政が行う事業をNPOが請け負って行う領域</p>	用語の定義 P3	<p>市民ニーズの多様化・潜在化する中で、地域課題が複雑かつ多様化している状況に加え、役員の重複化や担い手不足など、固有の悩みを抱えています。行政においても危機的財政状況そして地方分権化の中で、今後、行政だけでは対応できない課題が増えているもの事実であり、地域課題の解決と暮らしの実現を図るためにも協働のまちづくりの推進が求められています。</p> <p>こういった意味からも、この地域自治組織の活性化、そして市民活動やNPO、地域の各種団体等を含めます地域自治組織との協働こそが大崎市の発展を左右する重要な課題であると捉えています。</p> <p>この条例は、より一層「市民と行政の協働によるまちづくり」を進め、変わらぬルールとしていくこと。さらには、これまでの事業や活動を保</p>

			<p>障し、“協働”を形にしていく環境や工夫を制定するものです。</p> <p>具体的には、話し合いの環境形成を核に、情報の共有や人材・参加などの協働のまちづくりを推進していくうえでの基本的な考え方を定めるものです。</p> <p>ご意見の内容は、「役割分担」のことと解しますが、協働のまちづくりを推進するうえでは、非常に重要な事項と受け止めております。</p> <p>協働は手段であり目的ではないことを共有し、地域住民の暮らしをめぐって何が課題であるかを共有することを前提として捉え、市民も行政も「できること」と「できないこと」を話し合いを通じて確認し、互いの力を補完し合いながら、地域課題解決や地域住民の暮らしを実現していくことを条例に盛り込むこととしております。</p>
9	<p>○協働のまちづくり条例</p> <p>協働のまちづくり条例を作成することが目的ではない。この条例を如何に市民に普及すると云うこと。</p>	<p>条例の目的 P2</p>	<p>ご意見のとおり、条例制定は、実効性が伴ってこそ条例の目的が達成されるものです。</p> <p>(仮称)協働のまちづくり条例の策定プロセスの基本的視点には、①実効性のある条例案づくり②誰にでもわかりやすい条例内容を掲げており、実際に実効される仕組みと環境づくりも大切な視点と捉えております。</p> <p>この条例を実効性のあるものとするためには、これまで以上に市民及び行政の主体的な行動が求められることから、仕組みや環境、システムやルールといった実際の行動の道しるべとなる「市民自治行動計画(市民自治ビジョン)」も策定することとしています。</p> <p>さらに、策定初期の段階から市民との議論の場を確保し、市民参加を実質化していくとともに、市民の関心を盛り上げるため、協働のまちづくりフォーラムを開催しており、制定後の普及・定着の手法も検討して</p>



			いるところでは。
10	<p>情報共有の原則と市民参加の原則はこの二本柱と言って良い重要事項と考えます。</p> <p>○市民参加の原則</p> <p>市の事業の企画立案、実施及び評価の過程において、市民の参加を保証する。</p> <p>市民の事業参加には、公募による参加が大切である。くれぐれも市民が参加し、聞いているとの口実に利用されないよう考えなければならない。</p>	<p>情報の共有と市民参加</p> <p>P9, 12</p>	<p>これまで行政による各種計画の策定や事業の企画立案は、各種審議会や住民説明会、パブリックコメントなど、様々な手法が行われてきました。</p> <p>しかし、既に行政で計画素案や事業計画など一定の政策決定がなされた後に地域住民の参加を求める場合が多く、地域住民の声がきちんと反映されたかどうかの不信感や、形式上の会議になり行政案に対する追認で終わってしまい、十分な議論ができなかったという不満もありました。</p> <p>骨子案の中で「各種事業や活動と一緒にやるだけでなく、話し合いを含む一連のプロセス（過程）を協働とします。」と定義しているように、目に見える事業や活動をするに至った問題意識や地域課題を市民と話し合って共有し、解決していくが大変重要であると考えており、既に大崎市パートナーシップ会議に関する指針を策定し、運用しています。</p> <p>さらに、特定の市民だけの考えや想いにならないよう、地域（まちづくり協議会や地域づくり委員会）への検討経過や話し合いの成果をフィードバックなど、これまでの市民参加の手法（審議会、住民説明会やアンケート調査、パブリックコメントなど）を併用するなど、より多くの市民の参加を促進する環境も行っていきます。</p> <p>この条例には、まちづくりに関する施策や事業の実施等の立案、実施又は評価の過程で、話し合いの機会を拡げることが盛り込むこととしております。</p>
11	<p>まちづくり条例を読み、基盤となっている市のランドデザインとはどのようなものか、疑問点について</p>	<p>その他</p>	<p>・「大崎の宝」「特色」については、合併に伴い7つの地域の地域資源が集まり多種・多様になった反面、それぞれの特色が薄まり、特色が見えにくくなっているのではないかと感じています。また、「大崎市」という</p>

<p>石巻市、仙台市に住み、旧古川市に住んで長いですが、未だに“大崎の宝”とは？“特色”は？と聞かれ、イメージできないでいる。他県から来ている人々からは“特色”って何？と逆に聞かれることが多い。</p> <p>自分の住む地区に目を向ければ、ここ10数年で大きな変化がある。一人暮らしや病気の高齢者の増加は言うまでもない。特に強く感じるのは、次の2点である。まず、20代の若者が本当に少なくなっていること。次に、子ども達の変容である。各家族化、社会のあり様だろうか、異年齢や多様な価値観に触れる機会が減ってきていることも大きな要因の一つであるが、日々、子ども達と接する機会があり不安を感じている。果たして10年後、20年後の姿はどのようなだろう。</p> <p>将来を担う若年層の今後を考えることは、まちの将来を考えていくことと重なるのである。</p> <p>そこで、市としての20年後のランドデザインとはどのようなものか、ホームページ等を閲覧したのだが、勉強不足のせいでよく分からなかった。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①今後、人口構成をどのようにしていくのか。</li> <li>②将来を担う若年人口を増やす、あるいは呼び戻すにはどうするのか。</li> <li>③今後、大崎市に働ける場を持ってこられるのか。</li> <li>④どんな産業を持ってくるのか。</li> <li>⑤市の人口の内、どのエリアにどのくらい住むのか、住む処と</li> </ul>	<p>名称が首都圏等では認知度が低く、様々な施策を展開する上での課題となっているため、本市の魅力あるイメージを形成し、認知度を高めていくために、総合計画の重点プロジェクトの中に大崎ブランドの確立とシティプロモーション（イメージ戦略）を掲げ、重点的に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化のご指摘は本市にとっても大きな課題と捉えています。人口減少、特に出生数や若年層の減少は、地域経済の衰退やまちの活力低下に直結するものと考えています。このことから、総合計画の重点プロジェクトに「大崎20万都市への挑戦」という定住政策を組み込み、定住人口の維持・増加に向けた施策を展開しています。</li> <li>・本市の総合計画の計画期間は10年間であり、平成28年までの計画となっています。自治体によっては20年間としているケースもありますが、10年間の計画が一般的となっています。社会情勢の変化が激しい昨今においては、将来像やまちづくりの大綱を定める基本構想を10年間、基本計画を前期5年、後期5年とし、5年毎に基本計画の見直しを行っています。</li> </ul> <p>①本市では、人口フレームを総合計画の基本構想に掲げており、定住人口14万人を目標として設定しています。その人口構成については、平成28年（目標年次）で年少人口が13.7%、生産年齢人口が59.5%、老年人口が26.8%と設定しています。人口フレームの設定にあたっては、全国的に人口減少、少子高齢化が進む中で、東北の一地方都市である本市がこのまま手をこまねいては人口減少が加速してしまうという危機感から、人口の維持・増加に挑戦する姿勢を示したものです。そのため、「大崎20万都市への挑戦」をはじめとした重点プロジ</p>
---	---

<p>働く処を分けるのか。  等々、どうなのか疑問に感じた点である。  まちづくり条例骨子案に対する意見をいろいろ考えたのだが、それ以前のランドデザインについてより知ることが大切ではないかと考えている。</p> <p>より明確になれば、将来のまちづくりに向けて自分が今できることの出発点が見えるのではないかと思う。</p> <p>20年後の“自分とまち”を考えながら、現在を変えていく意志を持っていきたいと思う。</p>	<p>ェクトに取り組んでおり、子どもを産み育てやすい環境づくりや定住環境を整備するとともに、観光・交流から定住へという取り組みを進め、定住人口の維持・増加を目指し、施策を展開しています。</p> <p>②生産年齢人口のうち特に若年人口の減少は、地域経済の活力やまちの魅力の低下を招くことにつながると考えています。若年人口を増加させるためには、若者にとって魅力的なまちづくりを進めることが必要となります。若者の定住化に向けては、安定的な就業の場があることや消費の場として魅力ある商業地域・商店街が形成されていることが必要であり、自動車関連産業等の企業誘致や新規起業への支援、中心市街地の活性化等に取り組んでいます。また、子育て世代にとっては、出産や子育てへの不安、仕事と子育てを両立していくことへの不安等を払しょくすることが大切であり、安心して子どもを産み、子育てをしていける環境づくりを進めています。</p> <p>③④本市では、優れた地理的条件や交通の要衝という地の利を生かし、自動車関連産業や高度電子機械産業を中心とした企業誘致を推進するとともに、既存企業や新規起業への支援を行っています。また、産業団地整備基本構想を策定し、調査事業を行いながら、オーダーメイド方式により企業誘致を進める等、雇用の場の創出に向けて取り組んでいます。</p> <p>⑤人口フレームにおいて地域毎のフレーム設定はしておりませんが、人口の動向を見ると、古川地域への流入が進み、他の6地域の人口減少が進んでいます。各地域の人口減少に歯止めをかけていくことが必要と考えており、広大な市域を有する本市にとって、ご指摘の内容については今後のまちづくりの大きな課題の一つと捉えています。</p>
--	---